



「保険料率の改定について

- ◆ 協会けんぽと雇用保険の保険料率が改定になります。（雇用保険は法律案成立の場合）

《健康保険》

平成29年度の健康保険料率が下記の通り改定されます。岩手県の健康保険料率は2年続けての引き下げとなりました。一方、介護保険料は0.07ポイントの引き上げとなっています。健康保険料率は、地域の加入者の医療費が減れば、その県の保険料率が下がる仕組みです。ちなみに平成29年度健康保険料率が一番低いのは新潟県の9.69%、逆に一番高いのは佐賀県の10.47%です。健康診断の結果を有効に活用し、職場の皆さんの健康づくり、ひいては健康保険料負担の軽減に繋げていきましょう。

	現行	平成29年3月～
岩手県保険料率	9.93%	9.82%
改定幅	—	△ 0.11ポイント

	現行	平成29年3月～
介護保険料率	1.58%	1.65%
改定幅	—	+ 0.07ポイント

《雇用保険》

平成29年度の雇用保険料率を引き下げる法律案が国会に提出されています。法律案が成立した場合の保険料率は下記のとおりとなります。

	雇用保険料率（労働者負担＋事業主負担）		
	現行	平成29年4月～	改定幅
一般の事業	11/1000	9/1000	△ 2/1000ポイント
農林水産・清酒製造の事業	13/1000	11/1000	
建設の事業	14/1000	12/1000	

平成29年3月高等学校卒業予定者の職業紹介状況について

- ◆ 平成29年度新規高等学校卒業予定者の、平成28年12月末における職業紹介状況が岩手労働局から発表になりました。それによりますと、就職内定率は95.6%と平成8年以来で最高、求人数も5,139人と過去10年間で最高の数字となっています。今後も、新規高卒者の採用をお考えの事業所様は、早めの対応が必要になるものと思われます。労働条件のご検討につきましては、当事務所までご相談下さい。

労働者代表の適正な選出を

- ◆ 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）や1年単位の変形労働時間制に関する協定を締結する際の労働者代表には、代表となることのできる要件があり、また適正な選出方法による必要があります。これらを満たしていない36協定等は無効とされるおそれがありますのでご注意下さい。適正な選出方法等に関するポイントにつきましては別紙でご確認をお願い致します。